

改正 平成二七年 九月 八日規則第五五号

住民基本台帳法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）に基づく本人確認情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の開示の請求)

第二条 法第三十条の三十二第一項の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（別記第一号様式）を提出して行うものとする。

2 開示請求をする場合は、次の各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、本人確認情報開示請求書を郵送により提出する場合等で当該書類を提示し、又は提出することができないときは、当該書類を複写機で複写したものを提出するものとする。

一 開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）の運転免許証又は旅券で開示請求者の氏名及び住所が記載されているものその他開示請求者本人であることを確認できる書類として知事が認めるもの

二 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証する書類

一部改正〔平成二七年規則五五号〕

(本人確認情報の開示方法等)

第三条 法第三十条の三十二第二項ただし書に規定する書面以外の方法は、電子計算機の表示装置の画面又は電子計算機から出力された帳票を閲覧させる方法とする。

2 知事は、開示請求があった場合において、前項に規定する方法により開示をするときは、その開示の日時及び場所を指定し、その旨を開示請求者に対し、書面により通知するものとする。ただし、開示請求者が本人確認情報開示請求書を持参により提出した場合において、その場で開示をするときは、この限りでない。

3 前条第二項本文の規定は、開示請求者が第一項に規定する方法により開示を受ける場合に準用する。

一部改正〔平成二七年規則五五号〕

(本人確認情報の訂正等の申出)

第四条 法第三十条の三十五の規定による開示に係る本人確認情報の内容の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、本人確認情報訂正等申出書（別記第二号様式）を提出して行うものとする。

2 第二条第二項の規定は、訂正等の申出をする場合に準用する。

一部改正〔平成二七年規則五五号〕

(立入検査に係る証明書)

第五条 法第三十条の三十九第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第三号様式）とする。

一部改正〔平成二七年規則五五号〕

附 則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

附 則（平成二十七年九月八日規則第五十五号）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の住民基本台帳法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

一部改正〔平成27年規則55号〕

第二号様式

(第四条第一項)

一部改正〔平成27年規則55号〕

第三号様式

(第五条)

一部改正〔平成27年規則55号〕

本人確認情報開示請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所

氏 名

連絡先電話番号 () —

法定代理人の場合は、本人との関係 ()

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

請求する本人 確認情報に 係る本人	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	1 男 2 女 (番号に○を付ける。)
	住民票コード	
希望する開示 の 方 法	1 書面の交付 2 電子計算機の表示装置の画面の閲覧 3 電子計算機から出力された帳票の閲覧 (本人確認情報が存在しない場合は、1又は2の方法となります。) (番号に○を付ける。)	

注

- 1 住所欄については、アパート、マンションなどの方書がある場合には、方書も記入してください。
- 2 住民票コードは、生年月日及び性別を記載した場合、記載を省略することができます。
- 3 請求の際には、請求者本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 法定代理人が請求する場合には、3の書類のほかに法定代理人であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 郵送により請求書を提出する場合は、3又は4の書類を添付するか、又はその書類を複写機により複写したものを添付してください。
- 6 希望する開示の方法について、2又は3を選択した場合は、即時に開示することができます。

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認用書類 (免許証等番号)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人資格 確認用書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

千葉県知事 様

申出人 住 所

氏 名

連絡先電話番号 () —

法定代理人の場合は、本人との関係 ()

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除を申し出ます。

申出に係る 本人確認情報 の本人	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	1 男 2 女 (番号に○を付ける。)
	住民票コード	
申出の種別	1 訂正 2 追加 3 削除 (番号に○を付ける。)	
申出の内容		
開示を受けた 年 月 日	年 月 日	

注

- 1 住所欄については、アパート、マンションなどの方書がある場合には、方書も記入してください。
- 2 住民票コードは、生年月日及び性別を記載した場合、記載を省略することができます。
- 3 「申出の内容」欄には、どのように訂正又は追加をすべきか、削除する場合は全部であるか、又は一部のときはどの項目を削除すべきか、わかるように記載してください。
- 4 申出の際には、申出人本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が申出をする場合には、4の書類のほかに法定代理人であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 6 郵送により申出書を提出する場合は、4又は5の書類を添付するか、又はその書類を複写機により複写したものを添付してください。

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認用書類 (免許証等番号)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人資格 確認用書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

(表)

身 分 証 明 書		第	号
		所 属	
		職 氏 名	
		生年月日	年 月 日
上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日			
千葉県知事			印

(裏)

住 民 基 本 台 帳 法 (抄)

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2第11項若しくは第30条の39第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 略